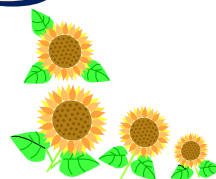


# かわらばん

一般社団法人 岩手県産業廃棄物協会

TEL019-625-2201 FAX019-624-1920

URL : <http://www.iwatesanpai.or.jp>



## 排出事業者等説明会

今年度の排出事業者等説明会開催日が決まりました。

今回は製造業、医療業等の方々を対象になります。

後日岩手県から正式にご案内があります。

また、産業廃棄物処理業者の方も対象になっていますので、是非ご参加ください。日程等は次のとおり。

9/25(水) リアスホール (大船渡市)

9/26(木) 県釜石地区合同庁舎

9/27(金) Zホール (奥州市)

10/2(水) あえりあ遠野

10/9(水) アンバーホール (久慈市)

10/10(木) 二戸市民文化会館

10/16(水) 陸中ビル (宮古市)

10/21(月) 東山交流センター (一関市)

10/24(木) 盛岡市民文化ホール

10/25(金) さくらホール (北上市)

13:30 受付開始 説明会 14:00~16:00

( 10/24(木) 盛岡市民文化ホールのみ

9:30 受付開始 説明会 10:00~11:30 )



## 祝県央支部結成

岩手県産業廃棄物協会県央支部の設立総会が8月21日(水)に盛岡市で開催され、岩手県や盛岡市のご来賓の方々から祝辞が述べられました。

胆江支部、県北支部に続いて3つ目の支部になります。対象地区は盛岡市、八幡平市、岩手郡、紫波郡です。支部長には有藤工の藤原正基さんが就任されました。



## BUNさんの研修会にどうぞ

今年もBUN(長岡文明)先生を講師にお招きし、研修会を開催することになりました。

先生の廃棄物処理法の分かりやすい解説は初心者からベテランに至るまで多くの方から定評がありますが、今回のテーマは、「廃棄物処理法の入門級から十段(免許皆伝)まで」。今回は廃棄物処理法の習熟度段位に挑戦してみようという狙いで、難解と言われる廃棄物処理法も一段ずつ習得していけば免許皆伝に到達できるという極意を教えてください。面白い話が沢山出そうですが、飽きさせない話術と興味深い話題に期待しています。終了後懇親会もあります(懇親会のみ有料)。

日時 10月11日(金) 13:30~16:45(予定)

会場 ホテルエース(盛岡市)



## スパットマン残念

8月17日(土)に函館で「3+8=11 サンパイイレブンジュニアサッカー大会」が開催され、昨年と同じ32チームが参加しました。

引き続き翌18日(日)はスパットマン(株)スパット北上(千葉社長)とスパッコさんが大活躍の予定でしたが、記録的な豪雨のため中断することになりました。大会セレモニーや環境教育コーナーなどが延期になりました。

全国産業廃棄物連合会青年部協議会北海道・東北ブロック協議会の主催で次代を担う青少年に環境について考え学ぶ場を設け、スポーツを通じて健全な交流を目的に函館市で開催されているものです。



# 大気汚染防止法改正

大気汚染防止法が一部改正されました。  
改正内容は次のとおりです。

- ① 解体等工事実施の届出義務者の変更  
解体等工事の施工者が行うべきこととされている建築物の解体など特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うこととされました。
- ② 解体等工事の事前調査の結果等の説明等  
解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かの調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならなくなりました。
- ③ 報告及び検査の対象拡大  
届出がない場合も含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者が県知事等による報告徴収の対象にされました。

## 【参考】

法に基づく建築物の解体等に係る規制の概要

- ① 特定粉じん排出等作業の規制対象  
特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等で石綿質量が0.1%を超えて含まれているもの）が使用されている建築物及び工作物の解体、改造、補修作業が対象となります。
- ② 特定粉じん排出等作業の規制内容  
工事施工者は、作業の場所、作業期間、特定建築材料の使用箇所、作業の方法等について作業開始の14日前までに県知事等への届出が必要です。  
また、作業に当たっては、掲示板の表示、作業場の隔離、前室の設置、作業場内を負圧に保つための高性能の集じん・排気装置の設置等の作業基準の遵守が義務付けられています。
- ③ その他  
届出をしない、又は都道府県知事等による作業基準適合命令等の違反をした場合の罰則規定が定められています。

また、工事の注文者は、工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する努力規定が定められています。



# 石綿の飛散対策は難問

来年春からと見込まれている改正大気汚染防止法施行に向けて、環境省では大気中の濃度基準などの検討を進めていますが、

- ①石綿の種類によって毒性が異なる。
  - ②長期的リスクから濃度基準の設定が難しい。
  - ③測定する場所や方法について学識者や実務家の間で大きく意見が分かれている。
- など、飛散対策の新たな制度づくりが難航しているようです。石綿はこれ以下であれば安全という明確な境界がないと言われていますが、このへんが基準作りを難しくさせている原因のようです。大気汚染防止法施行令や規則が受け持つ部分ですが、引き続き情報を集めて皆様にお知らせできればと思います。



## 県北支部 サマーセミナー

県北支部では8月23日（金）に二戸市でサマーセミナーを開催しました。今回は、小原事務局次長による「産廃業者の格付け制度」、(株)UL ASG Japan 坂田和則氏による「5S いつやるんですか？今でしょ！」をテーマに学習しパワーアップしました。



## 事務局便り

### 【会員の方へお願い】

会員事項に変更があった場合は、「変更届」の提出をお願いします。様式は、協会ホームページ（会員の方へ）からダウンロードできます。

### ◆編集後記◆

残暑に負けず、これから講習会、研修会などの主要行事を進めてまいります。皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。

## メールマガジン配信中

産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成に向けて、様々な情報を提供するとともに（一社）岩手県産業廃棄物協会の活動をお知らせします。

岩手県産業廃棄物協会 検索

